

# 水土里ネット宮川用水

## 宮川用水土地改良区

ス ド リ  
水土里ネット  
水と緑のハーモニー

発行所  
**宮川用水土地改良区**  
三重県伊勢市河崎1丁目11-8  
 ●管理課 管理係 ☎ 0596-28-6155  
 施設係 ☎ 0596-28-6155  
 工事係 ☎ 0596-28-6156  
 ●総務課 賦課徵収係 ☎ 0596-28-6157  
 総務係 ☎ 0596-28-6177  
 ●http://miyagawayousui.or.jp  
 ●e-mail info@miyagawayousui.or.jp 〈印刷〉  
(有)ミナミ印刷

宮川用水土地改良区

検索 

## 10年ぶりの隔日通水 実りの秋を迎える



### ● 宮川用水土地改良区役員改選について

新役員の方々が決まりました。

詳細は4ページをご覧ください。

### ● 令和6年度 賦課金及び決済金について

令和6年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。

詳細は5・8・9ページをご覧ください。

### ● 県営事業及び土地改良区の事業について

宮川用水管内で実施中の工事状況等です。

詳細は10・11ページをご覧ください。

### ● 防災訓練の実施について

図上訓練及び実地訓練を実施しました。

詳細は12ページをご覧ください。

### ● 給水利用の分散化・掛け流し禁止のお願い

限られた水資源の有効活用にご協力ください。

詳細は13ページをご覧ください。

## 理事長挨拶



宮川用水土地改良区の組合員の皆さんには、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスも5類へ移行し、社会、経済も徐々に以前の状況に戻りつつありますが、引き続き感染拡大防止に務めながら業務運営にあたって参りたいと考えております。

世界情勢を見ますと、ロシアのウクライナ軍事侵攻を起因とし、原油価格、肥料、飼料などの物価高騰等に繋がり、農業水利施設に係る燃料高騰と電気料金の値上げについては、国、三重県より電気料金の助成を頂きながらも、その調整に追われました。今後も価格高騰が予想されることから、さらなる助成等の要望活動を行いながら、経費削減に務め、厳しい状況を乗り越えて参りたいと考えております。

昨年度は近年希にみる全国的な異常気象となり、当地区においても、梅雨明け後、猛暑が続く中、記録的な降雨不足により、宮川河川も渇水となり、7月26日より6日間の夜間断水、8月1日より7日間の隔日通水を実施させて頂きました。河川自流の減少が想定以上に早かったため、組合員の皆さんには、急きょのお知らせとなり、混乱を招くこととなりましたことをお詫び致しますとともに、改めてご尽力いただいた皆様に感謝申し上げます。この経験を生かしまして、今後はより迅速な対応を心がけてまいりたいと思っております。

さて、今後30年内に80%の確率で発生が懸念される南海トラフ地震の対策については、当地区においても甚大な被害が想定されています。なかでも中央管理事務所が立地する伊勢市河崎は南海トラフ地震発生時の津波等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域、いわゆる「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地

### 理事長 奥山伊助

域」に指定されていることから、被災後の早期復旧・事業再開に向けた事業継続計画、通称BCP（ビーシーピー）対策を、地震対応だけでなく豪雨災害時等の対応も含め、より実践的な計画になるよう、基本計画の見直しを継続的に行っており、本年度は中央管理事務所の耐震化工事に向けて準備を進めているところです。土地改良施設は公共性の高い施設であることを再認識し、来るべき災害に万全の体制を整えたいと思っております。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題に加え、コロナ禍の中、農産物の需要減少の影響を受けて価格が低迷するなど、これまで以上に大変厳しい状況にあります。地域の基幹産業である農業の発展に向け、用水の安定供給という組合員の皆さまの負託に応えられるよう、一層努めてまいります。

結びに組合員の皆さんには、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。



# 挨拶



本日ここに宮川用水土地改良区第68回通常総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げるとともに、一言、ご挨拶申し上げます。

はじめに、奥山理事長をはじめ、本日、ご臨席の皆様方におかれましては、日頃から宮川用水施設の維持管理にご尽力いただきとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の食をめぐる情勢は、昨今の食料や生産資材の価格の高騰、気候変動による食糧生産の不安定化など、食料安全保障上のリスクは、近年に例がないほど高まっています。

農林水産省におきましては、こうした社会情勢の変化や今後の見通し等を踏まえ、食料・農業・農村基本法の見直しを進めてきました。昨年9月に食料・農業・農村政策審議会で取りまとめられた最終答申を踏まえ、施策の具体化を進め、基本法の改正案を2月27日に通常国会に提出したところです。

また、政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊

## 東海農政局 農村振興部長 杉山一弘

かな農山漁村の次世代への継承等を実現することとしております。

これらを実現するため、総額2兆2,686億円の令和6年度農林水産関係予算を計上しており、農業農村整備事業については、農業の競争力強化や国土強靭化を実現するため、農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設の長寿命化やため池の防災・減災対策として4,463億円を計上しており、現在、国会において審議されているところです。

さらに、男女共同参画については、社会のあらゆる分野で取り組みが求められている中で、土地改良区においても、理事に占める女性の割合を10%以上にするなど、具体的な数値目標が掲げられております。この取組は土地改良区における組織運営の体制強化を図る観点からも重要な取組であるため、是非とも積極的な推進をお願いいたします。

東海農政局といたしましても、農業農村整備における各般の事業に必要な予算の確保や、各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、現場の声をお届けいただくとともに、農政へのご支援方、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、宮川用水土地改良区の益々のご発展と、本日、ご臨席の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



宮川用水土地改良区の組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、県農政、とりわけ農業農村整備の推進に格別のご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、宮川用水土地改良区におかれましては、一級河川宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給するための農業水利施設の管理を通じ、農業生産だけでなく、地域コミュニティの維持にも大きく貢献いただき、心から敬意を表する次第でございます。

さて、国では食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するため、「食料・農業・農村基本法」が見直されています。このうち、食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要とされています。

このような中、本県の農業農村整備事業予算は、

## 三重県農林水産部 部長 中野敦子

「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産性の向上、安全・安心な農村づくり、地域の特性を生かした農村の振興を図るため、令和6年度当初予算として75億円、令和5年度補正予算と併せますと、前年度を上回る122億円を確保しました。

宮川用水管内におきましては、この予算を活用し国営事業の効果をより一層高めるため、宮川左岸地区における支線用水路のパイプライン化工事を計画的に進めるとともに、宮川1工区において旧管撤去工事を実施し、農業生産基盤の安定を図ってまいります。

今後も効果的かつ効率的な予算の活用に加え、国の動向を踏まえた計画的な事業実施と早期の効果発現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

結びに、宮川用水土地改良区の益々の発展と、組合員の皆様方のより一層のご活躍を心からお祈り申し上げます。



## 令和6年度 賦課金額 年額 **6,400円/10a**

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月28日に開催の第68回通常総代会で決定されました。

### 令和6年度 賦課金納付期日

●第1期 令和6年4月30日 ●第2期 令和6年10月31日

年額賦課金が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

### 賦課金の納入には口座振替が便利です

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。（土地改良区が負担します）

口座振替依頼書は、  
土地改良区にございます。  
下記までお問い合わせください。

便利！

安心！

### 取扱金融機関（納付場所）

J A伊勢・J A多気郡(本店除く各支店)・東日本信漁連

百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・三十三・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

### 賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

**Q1 「用水を利用していない」「耕作放棄地になっている」このような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？**

**A** 賦課金は、水道のように使用量により賦課されるのではなく、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要な経費を地区内の農地につき、地積割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

**Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？**

**A** 期限内に納入できない場合、督促措置（督促状の発行）を行います。それでも納入されない場合は土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して財産を差し押さえる滞納処分を行うことになります。

**Q3 賦課金通知書がいくつも来ますがなぜですか？**

**A** 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。用水は、頭首工から幹線水路、支線水路など多くの施設を経由して農地へ届けられます。頭首工や幹線水路等は宮川用水土地改良区、支線水路等は地元の土地改良区が維持管理を行っており、それぞれ必要な経費を徴収しています。

**Q4 土地を貸付しており、賦課を耕作者へ変更できませんか？**

**A** 所有者、耕作者どちらでも組合員資格を取得された場合は、農地得喪通知書を土地改良区へ届出頂く事で、変更できます。  
くわしくは、P8の「こんな時は届出をお願いします」をご覧下さい。

# 令和4年度 収支決算書

(令和5年9月28日 第62回臨時総代会承認)

## 一般会計

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決算額	科 目(款)	決算額
1. 土地改良事業収入	302,484,560	1. 土地改良事業費支出	188,542,923
2. 附帯事業収入	2,246,939	2. 一般管理費支出	97,441,938
3. 基本財産運用収入	174,661	3. 土地改良事業負担金支出	19,434,427
4. 特定資産運用収入	1,267,361	4. 借入金返済支出	100,384,358
5. 補助金等収入	33,794,000	5. 固定資産取得支出	3,922,711
6. 交付金収入	9,900,000	6. 基本財産積立支出	28,680,075
7. 業務受託料収入	0	7. 特定資産積立支出	12,415,918
8. 雑収入	11,897,404	8. 予備費	0
9. 借入金収入	18,000,000		
10. 基本財産取崩収入	7,800,000		
11. 特定資産取崩収入	32,059,956		
12. 固定資産売却収入	110,000		
13. 他会計繰入金	55,002,608		
14. 繰越金	65,195,628		
合計	539,933,117	合計	450,822,350
		差引残高	89,110,767円(次年度へ繰越)

## 発電事業特別会計

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決算額	科 目(款)	決算額
1. 発電事業収入	72,708,402	1. 発電事業費	6,892,400
2. 雑収入	653,541	2. 他会計繰出額	55,002,608
3. 繰越金	17,751,457	3. 特定資産積立支出	15,000,000
		4. 予備費	0
合計	91,113,400	合計	76,895,008
		差引残高	14,218,392円(次年度へ繰越)

## 財産目録 (令和5年3月31日調整)

### (資産の部)

1. 流動資産	301,695,742円
2. 固定資産	4,141,696,027円
合計	4,443,391,769円

### (負債の部)

1. 流動負債	228,006,478円
2. 固定負債	1,345,720,804円
(正味財産の部)	
1. 正味財産	2,869,664,487円

合計 4,443,391,769円

# 令和6年度 収支予算書

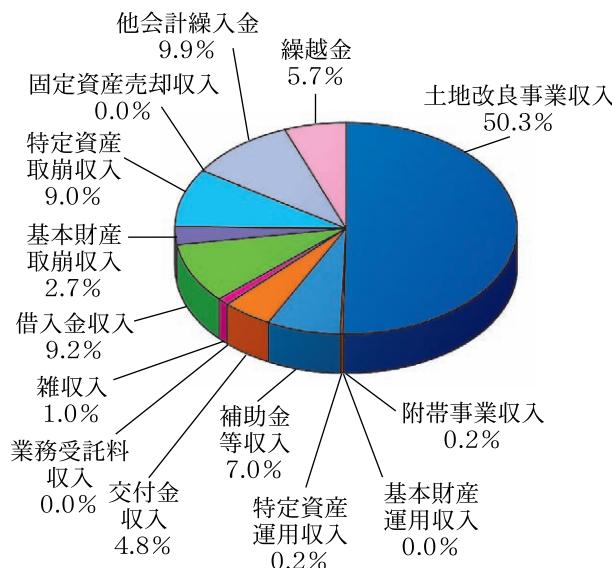
(令和6年3月28日 第68回通常総代会議決)

## 一般会計

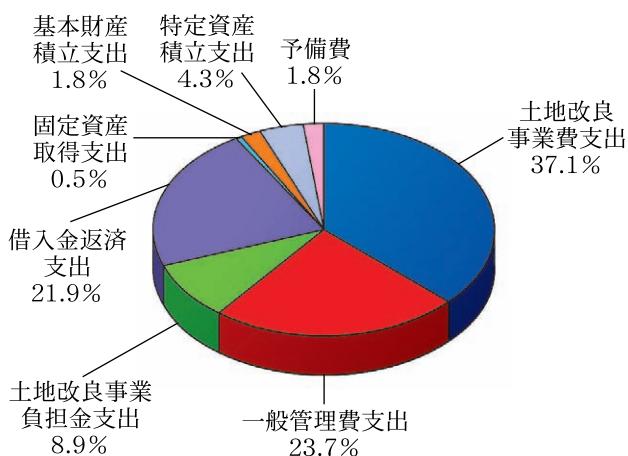
(単位 円)

収入		支出	
科 目(款)	予算額	科 目(款)	予算額
1. 土地改良事業収入	284,893,000	1. 土地改良事業費支出	210,071,000
2. 附帯事業収入	943,000	2. 一般管理費支出	134,491,000
3. 基本財産運用収入	192,000	3. 土地改良事業負担金支出	50,585,000
4. 特定資産運用収入	1,230,000	4. 借入金返済支出	123,758,000
5. 補助金等収入	39,768,000	5. 固定資産取得支出	2,900,000
6. 交付金収入	27,000,000	6. 基本財産積立支出	10,194,000
7. 業務受託料収入	0	7. 特定資産積立支出	24,335,000
8. 雑収入	5,570,000	8. 予備費	10,000,000
9. 借入金収入	51,959,000		
10. 基本財産取崩収入	15,300,000		
11. 特定資産取崩収入	51,100,000		
12. 固定資産売却収入	20,000		
13. 他会計繰入金	55,987,000		
14. 繰越金	32,372,000		
合 計	566,334,000	合 計	566,334,000

一般会計収入



一般会計支出



## 発電事業特別会計

(単位 円)

収入		支出	
科 目(款)	予算額	科 目(款)	予算額
1. 発電事業収入	70,000,000	1. 発電事業費	8,350,000
2. 雜収入	800,000	2. 他会計繰出額	55,987,000
3. 固定資産売却収入	100,000	3. 特定資産積立支出	15,143,000
4. 特定資産運用収入	142,000	4. 固定資産取得支出	100,000
5. 繰越金	15,300,000	5. 予備費	6,762,000
合 計	86,342,000	合 計	86,342,000

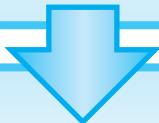
## こんな時は必ず届出をお願いします

### 組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・貸借等があった場合

住所の変更をする場合



### 農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきませんと更新できません。届出がないと賦課金は従来の組合員に賦課されますので、ご注意ください。

届出が必要

#### 記入例

#### 宮川用水土地改良区地区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住 所	氏 名	印	生 年 月 日
現資格者	伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596 ( 28 ) 6177	番地	宮川 太郎 男	宮川	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者	多気郡大台町粟生159番 〒519-2428 Tel: 0598 ( 83 ) 2041	番地	粟生 花子 女	粟生	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

[宛先] 宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期



現資格者が資格を有する土地全部

現資格者のすべてを引継ぐ場合は、  
✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。

原因【 死亡・相続・経営移譲等】

時期【 令和〇〇年〇〇月 】



下記のとおり

※いずれかを  
選択して下さい。

現資格者の土地の一部を取得される場合は、  
✓を入れ、下段へ対象の土地および  
必要事項をお書き下さい。

市 町	大 字	小 字	地 番	地 目		原 因	時 期	摘 要
				台 帳	現 況			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続 令和〇〇年〇〇月
								原因は死亡・ 売買・相続等

### ※ご注意下さい 滞納賦課金は新しい組合員が負担



売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意下さい。

# 農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ転用・寄付する場合

「農地転用等の通知書」等を提出し地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは?

令和6年度 決済金額 264円/m<sup>2</sup>

残存農地を所有(耕作)する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

※令和6年4月1日から赤アンダーライン部の様式変更となります。

(第1号様式)

## 記入例 農地転用等の通知書等

このたび下記の土地についての農地法第5条第1項第1号の規定による許可の申請に当たり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条各号に掲げる申入事項等については別途協議し、同規程第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付することを条件に地区除外を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員  
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川 太郎  
印  
転用関係者  
住所 多気郡大台町栗生159  
氏名 栗生 花子  
印  
決済者  
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川 太郎  
印

宮川用水土地改良区  
理事長 奥山 伊助 殿

1 土地 市 明和 町 大字 池村

字名	地番	地目	面積	積	転用目的	備考
惣田	1738-2	田	1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>3</sup>	住宅建築	*
						*
			以下	余白		申請人又は代理人連絡先

2 公図写

3 位置図

4 農業委員会(県知事)に転用許可申請書を提出しようとする日

(注)転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として記名すること。

(第1号様式の添付書類)

## 記入例 許 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日で申請した貴土地改良区区域内 明和町 池村字惣田 1738-2番地外 一筆(総数1,000m<sup>2</sup>)の農地転用に關し、農地法第5条の許可を受けるに當たっては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員  
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川 太郎  
印  
転用関係者  
住所 多気郡大台町栗生159  
氏名 栗生 花子  
印  
決済者  
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
氏名 宮川 太郎  
印

宮川用水土地改良区  
理事長 奥山 伊助 殿

### 記

1 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。

2 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。

3 当該土地が、将来、宮川用水事業に影響を及ぼすと認められる場合には、全面的に協力します。

4 転用農地内に現存する農業用施設を毀損したときは損害賠償の責に任じます。

5 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を実行します。

6 宮川用水路に対し、排水を流出すること、並びに汚物等を投棄することは致しません。

7 この誓約に違背した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

農業用倉庫等、農業経営に必要な施設への転用についても、地区除外する場合は手続きを行って下さい。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。  
ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

## 国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

### 1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定） 受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R4年度まで	R5年度	R6年度以降
事 業 費	3,644,700	3,230,500	170,000	244,200
進捗率(%)		88.6	93.3	
用水路(m)	16,069	16,069	1式	1式

### 2. 農業水利施設保全合理化事業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線・粟野支線・下外城田線及び末端用水路の

パイプライン更新工事

工期：H26～R8（予定） 受益面積 675.3ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R4年度まで	R5年度	R6年度以降
事 業 費	5,853,800	3,677,000	690,000	1,486,800
進捗率(%)		62.8	74.6	
幹線用水路(m)	15,795	8,565	2,487	7,230
支線用水路(m)	37,880	20,082	4,232	13,566

### 3. 農村地域防災減災事業 城田・下外城田地区

内容：石綿管を更新することにより、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業経営の安定を図る。

工期：H26～R5（予定） 受益面積 229.4ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R4年度まで	R5年度	R6年度以降
事 業 費	1,899,000	1,626,139	272,860	1
進捗率(%)		85.6	100.0	
支線用水路(m)	34,180	28,333	4,300	1,547

### 4. 農業水利施設保全合理化事業 斎宮第2地区

内容：県営上村線のパイプライン化工事

工期：H27～R5（予定） 受益面積 80.7ha

関係市町：明和町、多気町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R4年度まで	R5年度	R6年度以降
事 業 費	1,016,100	927,000	41,500	47,600
進捗率(%)		91.2	95.3	
用水路(m)	3,122	2,787	1式	1式

## 土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

### 1. 土地改良施設維持管理適正化事業

43期生 小川第1揚水機場（伊勢市地内）

水中ポンプ・弁類等の更新

45期生 国営1号幹線水路（伊勢市・明和町地内）

空気弁の更新



### 2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

東豊浜地区 東豊浜地区用水路（伊勢市地内） 用水路の更新

明野第2地区 明野第2地区用水路（伊勢市地内） 用水路の更新

有田大場地区 有田大場地区用水路（玉城町地内） 用水路の更新

斎宮明和地区 斎宮調整池（明和町地内） 観測設備の整備補修



### 3. 水利施設等保全高度化事業

斎宮調整池地区 斎宮調整池（明和町地内） 道路法面の整備補修



### 4. 県単予防保全調査・補修事業

浜郷地区 浜郷地区用水路（伊勢市地内） 用水路の整備補修

三枚谷地区 三枚谷揚水機場（多気町地内） 水中ポンプの更新



## 令和5年9月1日 防災訓練を実施しました

自然災害（地震・津波等）により土地改良施設が被災した場合、被災場所や施設の特性により対応方法は様々です。「防災訓練を通して有事の際に備えます。」

### ① 図上訓練

発災時には、初動対応をスムーズに行うことで被害軽減や早期復旧にも繋がります。対応方法について図上訓練を行いました。

○連絡体制確認



○被害状況確認



○対応方法確認



(図上訓練状況)

### ② 実地訓練

発災時には、施設の被害状況を取りまとめ、早期復旧を行う必要があります。施設の点検方法について実地訓練を行いました。

- (災害調査点検方法)
- 現場や施設の特性を把握する
  - 平常時の現場状況を想像する
  - 起こり得る災害等を想像する



(実地訓練状況)

## 宮川用水土地改良区配水計画

近年、担い手の拡大に伴い、耕作者の水需要が多様化しています。これらの水需要形態に対応するため、利水調整規程に基づき配分調整ルールを定めました。

### (1) 栗生頭首工における取水量及び取水期間

最大取水量及び最大使用水量等は次のとおりとする。

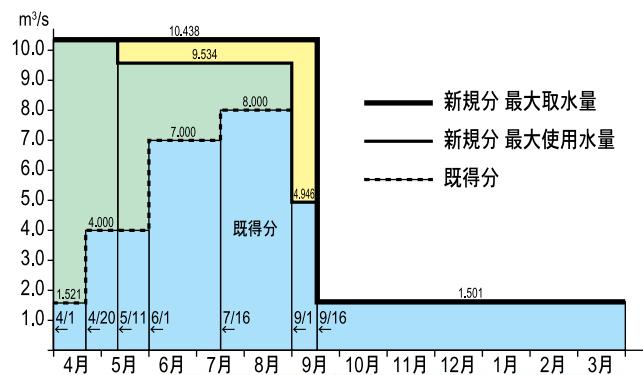
1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m³/s
5月11日から8月31日まで	9.534m³/s
9月 1日から9月15日まで	4.946m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s

3) 年間総取水量 85,122,000m³



### (2) かんがい期間

1) 夏期かんがい期間 ●4月1日から9月15日まで

(通水準備期間:4月1日から4月10日) (本通水期間:4月11日から9月15日まで)

2) 冬期かんがい期間 ●9月16日から3月31日まで

## 給水利用の分散化・掛け流し禁止のお願い

水は限りある資源です。安定的な通水が可能となるよう、日頃から節水にご協力頂くとともに、給水利用の分散化や掛け流しの禁止をお願いします。

# 水管理・徹底!

(みずみはんさく)

## 昔からの言葉『水見半作』



稲作の水管理の大切さは「水見半作」と言われ  
水の管理は稲作の半分を占めるほど重要な作業

### 傾向

代掻期：代掻きの分散化により給水利用も分散  
出穂期：掛け流しの増加により給水利用が集中

### 水が届かない原因



- 給水利用の集中
- 掛け流しの増加
- 水尻管理の悪化

我田引水から共存共栄へ

### 水を届ける方法



- 給水利用の分散
- 給水管理の徹底
- 水尻管理の徹底

共生頭首工

(宮川から取水)

分水工

(農地へ配水)

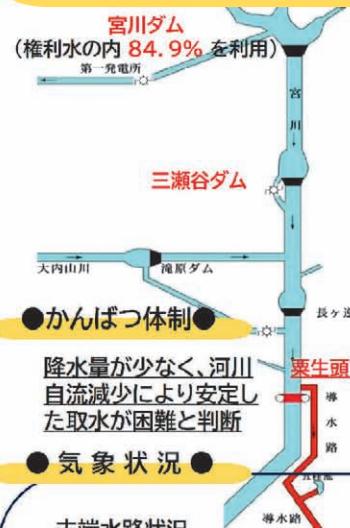
- 宮川から取水し一年間に使用できる水量が決められています。
- 各分水工から配水（供給）する施設の機能（能力）には限界があります。
- 各農地（地域）で給水利用（需要）を分散することで宮川用水が行き渡ります。
- 水管理（給水・排水）の徹底により水資源の有効利用が図られます。

**令和5年通水 異常渇水により隔日通水を実施しました**

異常渇水に伴い、地区内既存水源（ため池・河川・地下水）を有効活用しながら夜間断水及び隔日通水を実施し、令和5年渇水対応を行いました。

## 令和5年渇水対応状況

## ●第2次非常かんばつ体制●



令和5年7月26日に緊急用水調整委員会を開催し、渇水対応方法（夜間断水・隔日通水）について協議しました。

10年ぶりの隔日通水



- ・ため池・河川・地下水
  - ・操作体制：2班体制
  - ・操作箇所：約65箇所

- ・操作体制：7班体制
  - ・操作箇所：約350箇所

## ● 氣象狀況

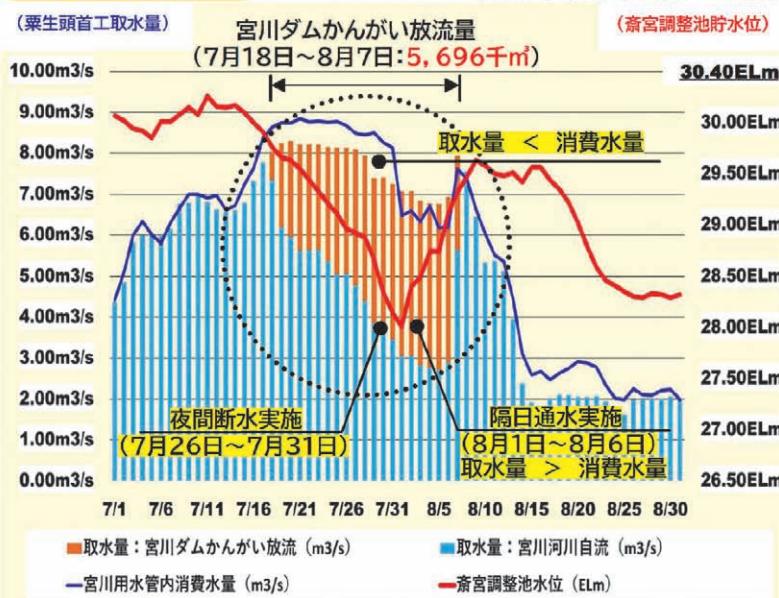


取水量のピークとなる4月・7月にまとまつた降雨がなく、末端農地まで十分な水が届きにくい状況となつたため、既存水源の最優先活用・節水・パトロールを強化



●通水状況●

## ～ 渴水対応(7月・8月) ～



7月に入りまとまった降雨がなく、7月中旬頃から宮川ダムかんがい放流並びに斎宮調整池貯留水を利用しながら通水を行っておりましたが、干ばつに伴う宮川河川自流の減少、さらには地区内消費水量の増加により、栗生頭首工で安定した取水確保が困難な状況となりました。このため、渇水対応として夜間断水及び隔日通水を実施し、宮川用水管内全体の需要量と供給量のバランスを図り、組合員の皆様のご理解とご協力のもと、令和5年通水を終えることができました。

### ○通水状況(8月1日時点)

( 取水量 :  $7.08\text{m}^3/\text{s}$  > 消費水量 :  $6.48\text{m}^3/\text{s}$  )

○取水量内訳：

(ダム放流：4.03m<sup>3</sup>/s + 河川自流：3.05m<sup>3</sup>/s)

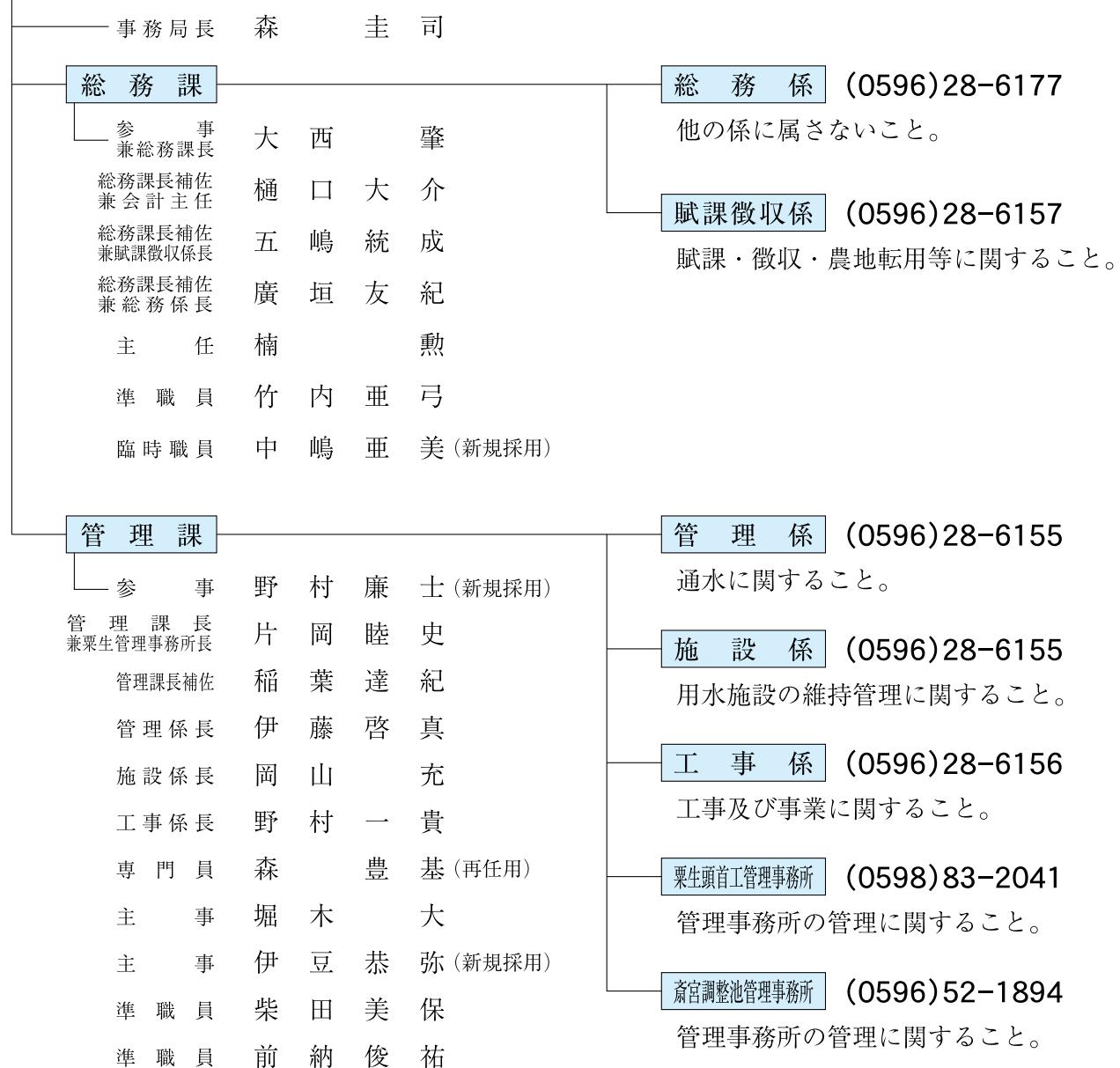
宮川ダムかんがい放流 権利水 7,500千m<sup>3</sup> の内 6,366千m<sup>3</sup> を利用

(4月14日～4月17日： 670千m<sup>3</sup>)

# 宮川用水土地改良区 事務局の体制

令和6年4月1日現在

## 事務局



## 中央管理事務所（伊勢市河崎1丁目11番8号）

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ☆通水に関すること          | : 管理係 TEL 0596 28-6155 |
| ☆用水施設の維持管理に関すること   | : 施設係 28-6155          |
| ☆工事及び事業に関すること      | : 工事係 28-6156          |
| ☆賦課・徴収・農地転用等に関すること | : 賦課徴収係 28-6157        |
| ☆その他上記係に属さないこと     | : 総務係 28-6177          |

FAX 0596 28-9083

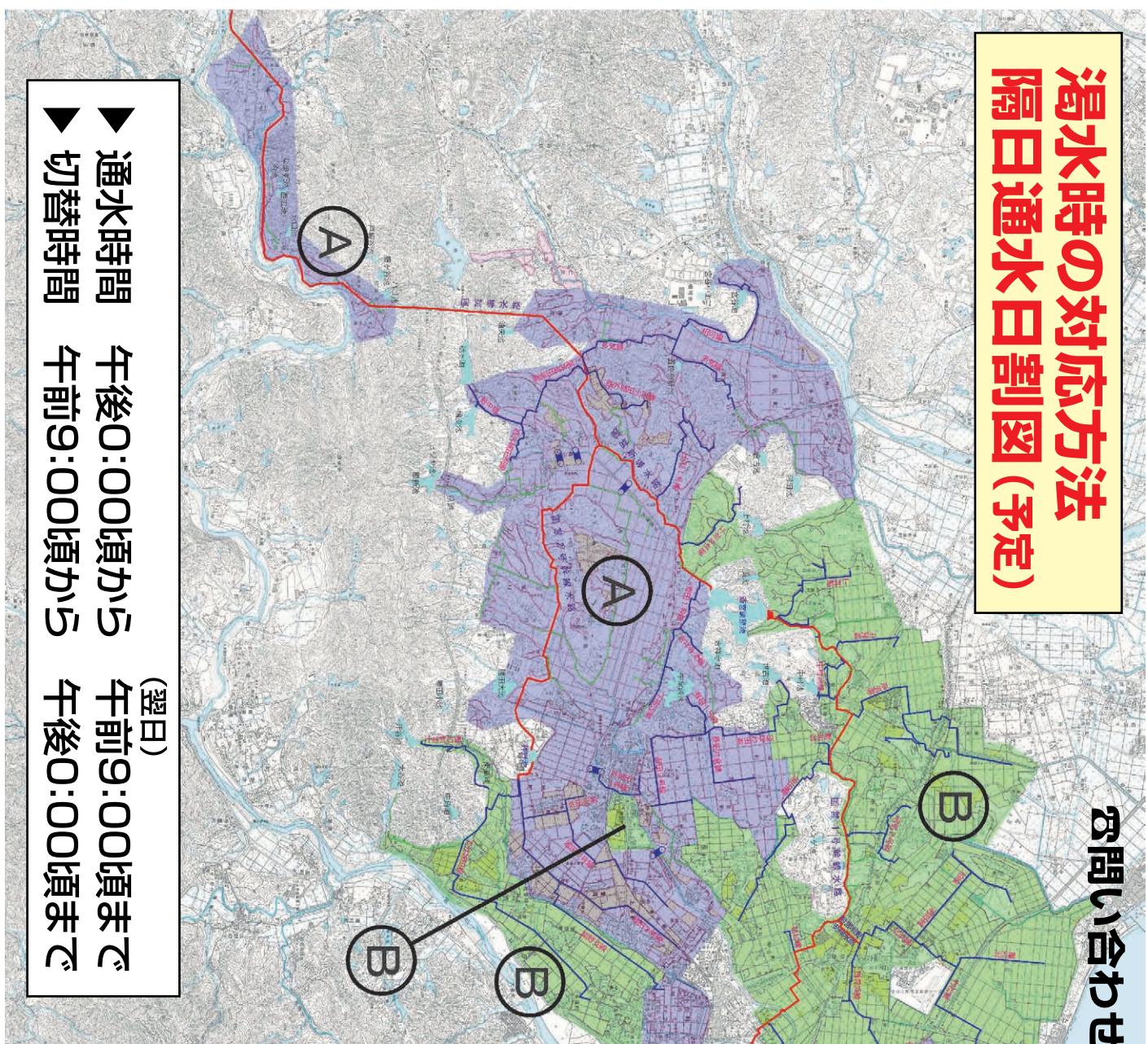
※漏水等の緊急連絡：0596-28-6155

（斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。）

栗生工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017  
 斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

# 漏水時の対応方法 隔日通水日割図(予定)

お問い合わせ先 管理課 0596-28-6155



班編制	地 区 名	4・5月 6・7月 8月		
		A班	B班	C班
A班	大台町 多気町（土羽第2揚水機掛けを除く） 玉城町（朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛けを除く） 伊勢市（神社・浜郷・大湊・城田「栗野支線・下外城田線掛けを除く」） 伊勢市小俣町（本町・宮前） 伊勢市御薗町（新開）			
B班	多気町（土羽第2揚水機掛け） 明和町 玉城町（朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛け） 伊勢市（北浜・豊浜・県営西豊浜線「西グレーブ」） (城田「栗野支線・下外城田線掛け」) 伊勢市小俣町（元町・相合・明野・湯田・新村） 伊勢市御薗町（高向・長屋・王中島・上條・小林）			
○通水日 (水が流れる日)				
A班	奇数日	偶数日	奇数日	
B班	偶数日	奇数日	偶数日	